

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人大本育英会（以下「この法人」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等と費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員を除く役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、費用とは明確に区分される。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員の職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員の報酬は年度ごとに支給する。
- 3 評議員の報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内で年度分をまとめて支給することができる。
- 4 職務の途中で就任または退任した場合、支給額は月割（又は日割）計算とする。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額、理事長30万円、常務理事20万円、理事10万円の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤理事に対する年額報酬は、理事長50万円、理事30万円の範囲内で、個別の金額は評議員会の決議を経て決定する。
- 3 この法人の常勤監事の報酬月額は、10万円の範囲内で、各々の常勤監事の報酬

額を評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によってそれを定めるものとする。

- 4 非常勤監事に対する報酬は、監査業務、理事会出席等を含めて年額30万円以内の範囲で、個別の金額は評議員会の決議を経て決定する。
- 5 各評議員の報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内で、年額30万円以内の範囲で個別の金額は評議員会の決議を経て決定する。

(退職手当の支給)

第4条の2 退職手当は、役員又は評議員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者には、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。
 - 一 在任期間が1年以上であること
 - 二 法人の運営に特段の損害を与えていないこと
- 3 常勤理事に対する退職手当の額は、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 4 非常勤理事に対する退職手当の額は、任期満了、辞任又は死亡により退任した年度に支給される年額報酬を12で除して得た金額（1円未満切上げ）に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 5 常勤監事に対する退職手当の額は、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、評議員会の決議を経て決定する。
- 6 非常勤監事及び評議員に対する退職手当の額は、任期満了、辞任又は死亡により退任した年度に支給される年額報酬を12で除して得た金額（1円未満切上げ）に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、評議員会の決議を経て決定する。

(支給方法)

- 第5条 報酬は、月額をもって毎月25日に（25日が金融機関の休業日である時は繰り上げて）支給するものとし、非常勤役員及び評議員にあつては、当財団の会計年度終了後、速やかに（毎年4月末日迄）に、当該年度分を一括して支払う。
- 2 報酬等は、その全額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、本人がその報酬につき本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第6条 この法人は、役員又は評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担すべき費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(変更)

第7条 この規程は、定款第15条、第17条及び第30条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（平成25年4月1日設立登記）

附則（令和8年5月27日改正）

この規程は令和8年5月27日から施行する。